

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 計量器の定期検査を実施する件 四四
 - 道路の区域を変更する件 四五
 - 道路の供用を開始する件二件 四五
- 公 告**
- 一般競争入札を行う件 四四
 - 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 四六
 - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 四八
 - 落札者を決定した件 四九
 - 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 四九
 - 福島県収用委員会 四九
 - 土地収用法により土地の収用について裁決手続の開始を決定した件 四九

告 示

福島県告示第六百七十八号
計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和三年十月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所を実施する検査

伊達市	検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日及び時間	検査場所
		非自動ばかり（計量法施行令（平成五年政令	十一月九日 午前一〇時から	ふるさとふれあいホール

第三二九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

伊達市	検査区域	対象となる特定計量器	検査の期日	検査場所
		非自動ばかり、分銅及びおもり	十一月五日から十二月二日まで（土曜日、日	
	右に掲げる市	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの	十一月一日から十二月三日まで（火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 午前九時から 午前十一時三〇分まで 午後一時から 午後三時まで	福島県計量検定所
			十一月二日 午前二時から 午前二時三〇分まで	伊達ふれあいセンター
			十一月一日 午前二時から 午前二時三〇分まで 午後一時から 午後三時三〇分まで	梁川中央交流館
			十一月一日 午前二時から 午前二時三〇分まで 午後一時から 午後四時まで	伊達市保原保健センター
			午前十一時まで 午後一時三〇分から 午後三時三〇分まで	伊達市役所霊山総合支所

曜日及び祝日を除く。

(計量検定所)

福島県告示第六百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年十月八日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 長
県道新郷 萩野停車場線	喜多方市高郷町揚津字 赤岩丙三九八番地先か ら 同 市高郷町揚津字 赤畑丙五二八番二地先 まで	変更前 変更後	四・〇〇 一〇八・五 四・〇〇 一〇八・五	四四四・三 四四四・三

(道路計画課)

福島県告示第六百八十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所で令和三年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年十月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道新郷萩野停車場線	喜多方市高郷町揚津字赤岩丙三九八番地先から 同 市高郷町揚津字赤畑丙五二八番二地先まで	令和三年一〇月八日

(道路計画課)

福島県告示第六百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和三年十月八日から二週間一般の縦覧に供する。
令和三年十月八日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道三四九号	伊達郡川俣町字仁井町二番一地从 から 同 郡同 町字仁井町一〇番二地 先まで	令和三年一〇月八日

(道路計画課)

公 告

公告第191号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年10月8日

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県会津家畜保健衛生所ほか13施設の電気供給業務 一式
 - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 供給期間 令和4年1月1日から同年12月31日まで
 - (4) 供給場所 福島県会津家畜保健衛生所（福島県会津若松市高野町大字上高野字村前90番地）ほか13施設
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
 - (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
 - (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
 - (6) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める入札参加資格要件を満たす者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)から(6)までに掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年11月1日（月）午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県農林水産部農林水産総室農林総務課
電話024-521-7392
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年11月1日（月）午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和3年10月8日（金）から同年11月1日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年10月19日（火）午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和3年11月17日（水）午後1時30分
 - (2) 場所 杉妻会館4階大会議室牡丹A（福島県福島市杉妻町3番45号）
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年

11月16日（火）午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

8 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

10 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価（kW単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（kWh単価（小数点以下を含むことができる。））。同一月においては単一のものとする。）を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at Aizu Livestock Hygiene Service Centre and 13 other facilities
1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 17 November 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15 p.m., 16 November 2021
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Agriculture, Forestry and Fishery Section, Agriculture, Forestry and Fishery Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7392

（農林総務課）

公告第百九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和三年十月八日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

会津宮川土地改良区

就任した役員

猪俣 慧

役別 氏名

住 所

理事 杉山 純一

同 古川 庄平

同 大沼郡会津美里町勝原字竹原二三番地

同 河沼郡会津坂下町大字内字北中甲一八〇七番地

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

公告第百九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和三年十月八日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称

雄国山麓土地改良区

退任した役員

猪俣 慧

役別 氏名

住 所

理事 小林 郁男

同 三浦 金良

同 植田 清夫

同 鶴川 保夫

同 大堀 弘一

同 平塚 徳雄

同 高久 源英

同 齋藤 敏和

同 佐藤 利一

同 岩田 多吉

同 遠藤 忠一

同 遠藤 和夫

同 山本 文麿

同 田沢 正人

同 秋山 敏明

同

同

同

同

就任した役員

猪俣 慧

佐藤 利一

小瀧 竹憲

五十嵐 学

大堀 弘一

平塚 徳雄

大原 久孝

遠藤 真一

唐橋 傳一郎

武藤 博

佐藤 忠信

遠藤 忠一

遠藤 和夫

伊藤 和美

山口 和義

小川 一

住 所

喜多方市熊倉町都字道地丙一二五二番地

同 市熊倉町都字宮ノ前丙七九番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

同 市塩川町五合字松崎丁三九四番地

(農村計画課)

公告第194号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県事業執行管理システム機器の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17条）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年10月8日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
福島県事業執行管理システム等機器一式（据付け、調整、機器保守、運用管理、移行対象システムの移行等を含む。）
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和3年8月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社 東京都港区港南二丁目15番3号
- 5 落札金額
218,026,160円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和3年7月6日

（土木総務課）

公告第百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、二本松市から二本松本宮都市計画道路の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。
令和三年十月八日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県東北建設事務所企画管理部企画調査課（都市計画課）

福島県収用委員会

福島県収用委員会告示第四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地の収用について令和三年九月三十日次のとおり裁決手続の開始を決定した。
令和三年十月八日

福島県収用委員会
会長 渡邊真也

- 一 起業者の名称
福島県
- 二 事業の種類
双葉都市計画及び浪江都市計画公園事業八・五・一号福島県復興祈念公園
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等
別表のとおり
- 四 土地所有者の氏名、住所、持分等
別表のとおり
- 五 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名及び住所並びに当該権利の種類
なし

土地の所在及び地番	地目	地積（平方メートル）	収用しようとする土地の面	氏名	住所
裁決手続開始を決定した土地				土地所有者	

福島県双葉郡浪江町大字中浜字西川原一五七番	福島県双葉郡双葉町大字中浜字南川原一三番	福島県双葉郡双葉町大字中浜字南川原一一番	福島県双葉郡双葉町大字中浜字西川原一〇八番	
田	田	雑種地	田	登記記録
田	田	雑種地	田	現況
三四三	一、一 二四	一八	一、五 八六	登記記録
一三四三・	一、一 二五・	〇五	一、五 八六・	実測
三四三・一	一、一 二五・	一八・〇五	一、五 八六・	積(平方メートル)
菅本章 一分六分 の二)	菅本章 一分六分 の二)	菅本章 一分三分 の二)	菅本章 一分六分 の二)	
	〇一 号室	先) (書類送達 番地 ノ脇一〇三 字中野字宮 郡双葉町大 福島県双葉 の住所) (住民票上		